

# 第17回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日時：平成27年10月26日(月) 午後4時～午後5時45分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター8階 83・84会議室

3 出席者：

(1) 委員

稲垣総一郎会長、内山洋委員、國松憲子委員、中原秀治委員、藤谷護人委員、増山良子委員

(2) 事務局

志村総務局長、山元総務部長、久我政策法務課長、金森同課市政情報室長、石川同課主査、土井同課主任主事、中村同課主事

(3) 実施機関

(業務改革推進課)

橋本課長、小林主査、豊田主任主事

(情報システム課)

上原課長補佐、堀田主査、上田主任主事

(保健福祉総務課)

大川主査、坂入主任主事

(健康保険課)

大木課長補佐、安藤主査、芦川主任主事、水間主事、梶原主事

(高齢福祉課)

鳩川課長、齋藤主査、小室主任主事

(介護保険課)

渋谷課長補佐、大須賀主査

4 議事：

(1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条1号の規定に基づく諮問  
【個人情報に関する重要事項について(特定個人情報保護評価)】

5 議事の概要：

(1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条1号の規定に基づく諮問  
特定個人情報保護評価部会からの報告を受け審議し、次の全項目評価書について、  
現段階における評価として妥当である旨、答申することとした。

ア (新)福祉システム(後期高齢者医療事務)

イ 新国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)

ウ 国民年金システム(国民年金に関する事務)

エ 介護保険システム(介護保険に関する事務)

6 会議経過：

(金森市政情報室長) 本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。市政情報室長の金森でございます。会議に先立ちまして、志村総務局長より、ご挨拶を申し上げます。

(志村総務局長) 総務局長の志村でございます。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

さて、去る10月5日の日に、番号法が施行になりまして、マイナンバー制度がスタートしました。今後、各ご家庭に11月末を目途にマイナンバーの通知カードが発送される予定となっております。このような中、この審議会(全体会)におきましては、マイナンバー制度における特定個人情報保護評価につきまして、ご審議いただいているところでございますが、今回の会議におきましては介護保険や国民年金など4つのシステムにつきましてご審議をいただく予定となっております。

なお、この4つのシステムにつきましては、特定個人情報保護評価部会で既にご検討いただきまして、当審議会に報告書が提出されております。

本日は、この部会からの報告書をもとに最終的なご判断をいただくこととなるわけでございます。何とぞどうぞよろしくお願いいたします。

(金森市政情報室長) それでは、稲垣会長さん、よろしく申し上げます。

(稲垣会長) それでは、第17回審議会を開催します。本日は、中曽根副会長、小川委員、多賀谷委員、辻委員から所用のため欠席する旨の連絡をいただいております。

千葉県情報公開個人情報審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、現在、出席されていらっしゃる6名の方で本審議会は成立しております。

本日の会議は、事前に委員の皆さんにご案内いたしておりますとおり、公開の会議として開催しております。

(金森市政情報室長) 本日、傍聴人はおりません。

#### ◆議事(1)

千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

【個人情報に関する重要事項について(特定個人情報保護評価)】

(稲垣会長) 議事(1)千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報に関する重要事項について(特定個人情報保護評価)】を議題といたします。事務局から、ご説明をお願いします。

#### 【事務局説明】

(金森市政情報室長) 説明に先立ちまして、本日の資料の概略をご説明します。

本日の配布資料は、資料1から資料5まででございます。

資料1は「平成27年度 特定個人情報保護評価スケジュール」です。資料2は「市民意見聴取の結果について」です。資料3は「特定個人情報保護評価部会における調査審議の結果について」です。資料4は枝番が1から4までございまして、本日ご審議いただきます、「(新)福祉システム(後期高齢者医療事務)」、「新国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)」、「国民年金システム(国民年金に関する事務)」、「介護保険システム(介護保険に関する事務)」の4つの事務に関する全項目評価書です。資料5は「特定個人情報保護評価関係資料」で、国から示された評価に当たっての考え方をまとめたものです。資料は以上でございます。

それでは、まず、資料1と資料2により事務の流れをご説明したいと思います。その後、資料4の評価書を用いまして、各所管課から、それぞれの事務の概要や特定個人情報等の流れ等をご説明します。その後、資料3を用いまして、部会からの報告という流れで進めさせていただきたいと考えております。

それでは、資料1をご覧ください。

今年度は事務を3つのグループに分けて評価を行っており、今回は2番目のグループの審議でございます。その中でスケジュールといたしましては、①の「計画管理書の作成」

から⑨の「市ホームページでの評価書の公表」までの順番で事務を行っているところであり、本日は、⑦の「第17回情報公開個人情報保護審議会」の場ということになります。

つまり、本日は、⑥の「第6回保護評価部会」からの報告を受け、審議会として、どのような答申をするか等を協議していただく場と考えております。

なお、その答申を受けましたら、市では、⑧の「特定個人情報保護委員会に評価書を提出」、⑨の「市ホームページで評価書を公開」を行っていく、これが一連の流れでございます。

それでは、資料2をご覧ください。

こちらは、市民意見聴取の結果をまとめた文書でございます。9月4日から10月3日まで、全項目評価書をホームページ等で公表する方式で、市民意見聴取、意見を募集いたしました。残念ながら市民からの意見の提出はございませんでした。

私からの説明は以上になります。

引き続き、実施機関から事務の概要について説明していきたいと思っております。

### 【実施機関の説明】

#### ◆（新）福祉システム（後期高齢者医療事務）

（大木健康保険課課長補佐） 健康保険課課長補佐の大木と申します。

資料4-1「千葉市 高齢者医療事務 全項目評価書」の3ページをご覧ください。

まず、概略的なところから、取り扱う事務について、ご説明いたします。

日本は国民皆保険ということで、全ての人がいずれかの公的医療保険に加入することになっております。今回、テーマになっております後期高齢者医療事務は、75歳以上の方と、65歳以上で一定の障害がある方を対象とした公的医療保険でございます。

保険者は都道府県ごとに設立されている後期高齢者医療広域連合という事務組合です。ただ、広域連合自体は各都道府県ごとに設立されておりますが、広域連合で事務の全てを行うことは困難ですので、広域連合と各県内の市町村が共同しながら保険の事務を担っております。

取り扱う業務の内容は3ページに記載されております1番から14番までの事務になります。市町村で取り扱っておりますのは、主に資格の得喪に関する事務でございます。年齢到達、転入転出、死亡といったライフイベントに伴い、保険の資格が切り替わりますので、このような事務は住民記録を担っている市町村が行っております。

保険料の賦課についても、住民に身近な立場で賦課をして説明するには県内で1か所しか設置されていない広域連合で対応するのは難しいため、市町村で取り扱っております。傾向としては住民に身近な事務を分担して、各市町村で行っております。

次に、特定個人情報ファイルを取り扱う事務によって使用するシステムについてです。評価書の4ページから5ページです。イメージ図を7ページ以降にも入れておりますので、適宜、参照しながらご説明してまいりたいと思っております。

後期高齢者医療事務についてですが、前回の第16回審議会（全体会）でもご審議いただきました。まず、前回と今回における趣旨の違いからご説明します。

前回、こちらでご審議いただきましたのは、この評価書の4ページのシステム1「福祉システム」です。前回は福祉総合情報システムという名称のものです。

これは、来年1月に始まるマイナンバー利用のための準備作業、セットアップの業務が今使っている旧システムでも発生するので、そちらについて先行してご審議いただいたというのが、前回の審議会でご審議いただいた趣旨でございます。

本市は、この既存のシステムを平成29年1月に刷新する予定でございます。刷新後の新システムにおきましても特定個人情報を扱いますので、今回は刷新後の新システムとその構成について、改めてご審議いただくという趣旨になります。

システム構成ですが、大きく分けて3つございます。4ページの福祉システムは、今、千葉市で設置している福祉総合情報システムの刷新後のシステム名称でございます。

それから、5ページのシステム2「後期高齢者医療連合電算処理システム」。これは、標準システムと呼ばれております。後期高齢者医療は平成20年度に新しく作られた比較的歴史の浅い公的医療保険になります。その際に、全国一律で事務が行えるように、国の主導のもと標準的なパッケージシステムが全国に配られております。そのシステムを通称で標準システムと呼んでおります。標準システムは、広域連合と、市町村に配置されている窓口端末で構成されているシステムでございます。

それから、システム3「業務共通システム」でございます。刷新後のシステムの考え方として、千葉市は健康保険以外にも税や介護保険などいろいろなシステムを持っておりますが、その共通部分につきましては共通の土台になるシステムを作って、各システムではそれを利用する構成に変更する予定でございます。後期高齢者医療事務につきましても、この業務共通システムを使いますので、システム3として「業務共通システム」を入れたという趣旨でございます。

7ページ、システムの構成図をご覧ください。7ページの上に、システムの構成図、概略を記載しております。網掛けをしているところが、今回、評価していただく範囲です。左側の点線で囲まれている「標準システム窓口端末」と書かれているところがシステム2に相当する部分でございます。そこから、少し離れた右側の点線に囲まれた「福祉システム」がシステム1に相当する部分です。さらにもう少し右側の細長く点線で囲まれた「業務共通システム」がシステム3の部分でございます。全体のシステム構成はこのような形になっております。

それでは、システムの機能につきましてご説明します。4ページをご覧ください。刷新後の新福祉システムについてです。事務の名称を細かく書き出しております。後期高齢者医療事務だけではなく、福祉のあらゆる事務をこのシステム運用で処理しますので、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護といった業務も後期高齢者医療と並んで処理する予定です。

他の事務については若干の移動がありますが、後期高齢者医療事務は、このシステムの刷新前後で変わりがあるものではございませんので、システムで処理する業務や要求される機能について、前回の審議会でご審議いただきました旧システムと特段の変更はございません。

大きく変わるところは2点ございます。まず、変更点その1ですが、旧システムにおきましては、住基システムや税システムなど個別のシステムとソフトで別々に連携していましたが、今回は先ほどご説明したとおり、システム3「業務共通システム」という共通基盤ができますので、そちらに情報が集約されるという形で、システムとの接続連携の範囲が変わっております。

変更点その2ですが、システム2「標準システム」との間の接続方法が変わります。旧システムですと、専用線でシステム2「標準システム」と接続していましたが、これが電子媒体による連携に切り替わります。7ページのシステム構成図をまたご覧いただきたいのですが、共通システム窓口端末と福祉システムとの間にCDのイラストを入れてあります。ここが前回の旧システムと異なるところでして、専用線入力接続ではなく媒体入力の提携になりましたので、外部媒体をイメージしやすくするため、CDのイラストを記載しています。システム1「福祉システム」については、この2点が大きな変更点になります。

次に、5ページのシステム2「標準システム」でございます。「標準システム」につきましては、それまで旧システムと専用線で連携していましたが、媒体入力での連携が変わりましたので、③他のシステムとの接続のチェックがなくなりました。回線での接続はいたしませんので、記載していません。これが大きな変更点でございます。

システム3「業務共通システム」につきましては、今回、本市のシステム刷新の中で、

新たに業務の一つの基盤となるシステムですので、これに関する記述を入れております。

では、このシステムの中で特定個人情報がどのように流れていくのかを8ページの図(2)「住民基本台帳情報等の取得」を参考にしてご説明したいと思います。

まず、住民の皆さんから、転入・転出などの届け出をいただきます。本市は各区役所市民課で資格の受け付けをやっておりますが、そこで住基システムの入力をしますと、新しく作る業務の共通基盤であるシステム3「業務共通システム」を経由いたしまして、システム1「福祉システム」に情報が入ってくるという流れになります。

その情報が、電子媒体で、システム2「標準システム」の窓口端末に入りますと、後期高齢者医療の関連情報ファイルとなり、広域連合と共有されるという流れで各システムの中で特定個人情報が連携されていく形になります。図(2)「住民基本台帳情報の取得」の中のデスクトップ型のパソコンがシステム2「標準システム」に相当する部分です。

(新)福祉システム(後期高齢者医療事務)についての説明は、以上でございます。

#### ◆新国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)

続きまして、資料の4-2「千葉市 国民健康保険に関する事務 全項目評価書」をご覧ください。

国民健康保険は、75歳未満の後期高齢者でない方のうち、勤務先の健康保険に加入している方とその家族以外で、既に会社をリタイアしている方、勤務時間が短く勤務先の健康保険の対象にならない方などが対象になります。このような方々は、各市区町村が提供する国民健康保険に加入するということになっており、その提供のためのシステムでございます。

本市は現在、昭和50年代に作られたシステムをそのまま使っており、平成29年1月にシステムを刷新する予定でございます。

事務の概要をご説明します。評価書の3ページをご覧ください。国民健康保険の主な事務は、資格の認定と、それに伴う保険料の収納事務、医療行為が発生した場合の給付事務です。そのため、資格の得喪管理をするというのが事務の大きな最初の第一歩ということになります。

資格の得喪に伴う保険料の賦課事務、滞納処分を含めた保険料の収納事務、医療事故に対する保険給付事務を、それぞれ4つから8つずつ細かく分類しています。保険料の賦課、収納、給付の流れを保険の事務として行っていきます。

その事務を進める上でのシステムの説明が4ページ以降にあります。3つのシステムを使う予定でございます。

まず、システム1「新国民健康保険システム」ですが、これが刷新後の新国民健康保険システムです。次に、システム2「中間サーバー」は、情報提供ネットワークシステムに接続するため、千葉市の中に設けられるシステムですが、今回評価していただく範囲に含まれますので、システム2ということで記載しております。最後に、後期高齢者医療事務の中でも出てきましたが、千葉市の業務の共通基盤として作られる、システム3「業務共通システム」です。主に国民健康保険で特定個人情報に関連するシステムとしては、この3つがございます。

その全体のイメージ図ですが、7ページ別添1「事務の内容」からご説明します。

7ページは資格事務を例にとって記載していますが、太線の四角で囲まれている範囲が、今回評価していただく範囲です。左上の網掛け部分が、システム2「中間サーバー」です。

その少し下に四角で囲まれている部分が、システム3「業務共通システム」です。

その下の「資格データベース」「給付データベース」「賦課データベース」「収納データベース」という部分がシステム1「国民健康保険システム」です。国民健康保険システムと直接関連するシステムはこの3つでございます。

特定個人情報の流れですが、7ページの図を使ってご説明します。まず、本市の国民健康保険は、後期高齢者医療同様、各区の区役所市民課で得喪事務を行っております。国民健康保険の資格情報は、届出で確認できるのですが、一部付随する業務の中には当該届出のみでは把握できない情報がございます。

一例ですが、被保険者の状態によって、保険料が減免になる特例減免の仕組みがあり、これは転入・転出などがあっても状態が引き継がれます。現在は、そのための情報をやりとりする仕組みがございませんので、本人に証明書を渡して、転入の届出のときにそれを提出してもらう方法となっておりますが、今後はこういった情報を情報提供ネットワークシステムなどを通じて、中間サーバー経由で確認することも可能になります。

また、保険料計算に必要な賦課に関する情報ですが、1月1日時点の住所地の自治体が持っておりますので、年の途中で転入してこられた方は、他の自治体から賦課に関する情報を教えていただく必要がございます。今は、郵送で確認処理をしておりますが、外部連携が始まりますと情報提供ネットワークシステムに切り替わっていきます。

その情報は、中間サーバーに入りますと、一旦、業務共通システムを経由いたします。本市は庁内連携に当たりましては、既存の宛名番号をそのまま使うことになっておりますので、マイナンバーと庁内で使用している宛名番号の読みかえが必要になります。よって賦課に必要な税の情報など、庁内の連携は全て業務共通システムを経由して、国民健康保険側に入ってきます。

7ページの図でいいますと、太い実線が特定個人情報の流れを示しています。この流れで国民健康保険システムに特定個人情報が入ってきます。また外部連携が始まりますと、特定個人情報を提供する流れにもなります。このように国民健康保険システム、業務共通システム及び中間サーバーを経由いたしました外部連携が将来行われます。

新国民健康保険システム（国民健康保険に関する事務）の説明は、以上でございます。

#### ◆国民年金システム（国民年金に関する事務）

（鳩川高齢福祉課長） 高齢福祉課の鳩川です。引き続き、国民年金に関する事務の概略をご説明します。

資料4-3「千葉市 国民年金に関する事務 全項目評価書」をご覧ください。3ページ「1. 特定個人情報ファイルの取り扱う事務」の「②事務の内容」をご説明します。

国民年金に関する事務は、国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、に基づき国が本来果たすべき事務を市町村で行う法定受託事務です。

市町村で行っている事務は、主に20歳から60歳未満の自営業者、無職の方が対象となる国民年金第1号被保険者に係る事務です。

事務の内容は、大きく分けて9つに分類されております。最初に国民年金の第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格に関する事務を始め、最後9番目の特別障害給付金に関する事務となります。

次に、「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」です。

システム1「国民年金システム」ですが、このシステムの機能は先ほど申し上げた事務を資格管理、保険料情報管理、給付情報管理、日本年金機構への報告書作成と4つの機能に大別されます。内容は、事務に関する情報を入力管理するものでございます。

次に、4ページをご覧ください。システム2「業務共通システム」です。このシステムの機能は、市税や国民健康保険などと共通するシステムで統合データベース管理機能、団体内統合宛名番号付番機能、データ連携機能、権限管理機能がございます。国民年金業務については、情報提供ネットワークシステムを通じた提供はありません。以上、2つのシステムです。

次に、特定個人情報を含む事務の流れについてです。5ページをご覧ください。別添1

「事務の内容」でございますが、この図では特定個人情報の流れを実線の矢印で表現し、特定個人情報以外の流れを破線の矢印で表現しております。図の左側に記載してあるように、市民から本市に対して、「1.届出」「2.申出」「3.申請」「4.請求」が行われます。この届け出の内容に基づき、国民年金システムにおいて処理を行っているところです。この処理の段階で所得情報などが必要な場合に業務共通システムを介して税務システムと連携をいたします。処理を行った内容は、現行では基本的に紙ベースで日本年金機構へ報告を行っています。図では「5.報告」に当たります。なお、電子情報で日本年金機構へ報告を行う場合はCDなどの記録媒体を用いて報告を行います。日本年金機構では本市からの報告を受け、被保険者、受給者に申請や請求の審査結果を通知します。図では「6.通知」に当たります。また、日本年金機構から本市へ被保険者の資格や審査結果などの情報が紙ベースで送付されます。図では「7.送付」に当たります。この情報提供を受け、本市の国民年金システムにおいて資格情報などの処理を行います。

以上が事務の流れです。

日本年金機構とは情報提供ネットワークシステム等のネットワークシステムを介した情報のやりとりは行いません。

国民年金システム（国民年金に関する事務）の説明は、以上でございます。

#### ◆ 介護保険システム（介護保険に関する事務）

（渋谷介護保険課課長補佐） 介護保険課の渋谷です。資料4-4「千葉市 介護保険に関する事務 全項目評価書」の3ページをご覧ください。

「1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務」についてですが、事務の名称は「介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務であって主務省令」で定めるものです。

続きまして、下の「②事務の内容」についてですが、介護保険制度の運用のため、介護保険法に基づく、介護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課・徴収を行うものです。

市町村は番号法及び厚生労働省令の規定に基づき、1番から13番の事務で取り扱うこととなります。

「①介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出」についてです。資格に関する届出書は、各市民課の窓口への住民情報異動の届出が、介護保険の資格取得等の届出を兼ねておりますので、この市民課の届出書に個人番号が記載され各区の介護保険室に情報が届くようになっております。

続いて「②住所地特例の適用・変更に係る届出」についてです。市外にお住まいの方についても特別養護老人ホームなどの介護保健施設などに入所している場合には、住所地特例として千葉市の被保険者となります。その届出においても個人番号が記載されます。

次に、「④要介護・要支援認定申請」についてです。要介護・要支援認定の際に個人番号を記載した申請書にて申請することとなります。

また、「⑨高額介護サービス・高額介護予防サービス等の支給申請」についてです。要介護・要支援認定を受けた方には、利用した介護サービスに対して保険給付を行うこととなりますが、その他に利用する方の負担軽減を行う制度として、高額介護サービスというものがあります。この制度は被保険者から申請に基づき適用されるものですので、その際に個人番号を記した申請書にて申請を行うこととなっております。

続いて7ページ、別添1「事務の内容」をご覧ください。特定個人情報の流れについて説明します。

図の左側に市民、被保険者等が位置しています。真ん中の大きな四角で囲まれた部分が千葉市です。四角囲みの中段左側に介護保険システムが位置しています。介護保険制度で

は、原則被保険者の資格は千葉市の住民であることが要件であるため、介護保険システムの上にあります住民記録システムと連携して資格管理を行い、業務共通システムを介して住民記録システムから介護保険システムに個人番号が提供されることとなります。よって、住民記録システムから業務共通システムへと延びる色つきの矢印が業務の流れになります。

次に、先ほど説明しました市民からの高額介護サービス費支給申請などですが、図の中段左側の色つきの右矢印「届出、申請」がそれに当たります。各申請書類には個人番号が記載されておりますが、この個人番号は本人確認を行うために使用します。具体的には介護保険担当窓口で住基ネット端末を用いて個人情報を目視で確認します。したがって、申請の受付に当たっては、介護保険システムへの個人番号の入力はありません。

次に、四角囲みの左上、税務システムなどとの連携についてです。介護保険では保険料の賦課事務などにおいて税情報を活用します。本市で保有する税情報については、市が独自に付番した番号を使って照会を行いますので、特定個人情報以外の個別の流れになります。それに対して、四角囲みの右下、「他自治体」との連携ですが、他自治体が保有する税情報等に関しては、中間サーバー等を介して、特定個人情報を付して照会をすることになります。

最後に、四角囲みの左上、国民健康保険団体連合会と区の連携ですが、こちらは被保険者番号で受給者情報や給付実績等の情報をやりとりしますので、特定個人情報以外の流れになります。

介護保険システム（介護保険に関する事務）の説明は、以上でございます。

#### 【意見交換】

（稲垣会長） ありがとうございます。

続いて、部会の調査審議結果についての報告を多賀谷部会長にお願いしたいと思っておりましたが、本日欠席でございますので、藤谷副部会長さん、よろしくお願いします。

（藤谷委員） それでは、ご報告させていただきます。

8月と10月に2回、部会を開催いたしまして、先ほど、ご報告のあった資料について、部会として議論をさせていただきました。

部会の結論は、資料3「特定個人情報保護評価部会における調査審議の結果について（報告）」という内容でまとめさせていただいております。

資料3の鑑文の「3 部会の意見」をご覧ください。部会の意見は、ここに記載してあるとおりでございます。「番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては妥当なものと認められる。なお、広域連合のセキュリティを確保する仕組みについては、今後とも引き続き検討及び改善を進められたい。」です。

具体的には、資料3の別紙1から3まで、個別に部会で述べさせていただいた意見等、それに対する事務局、各担当部局等での対応状況を一覧で記載させていただいております。後程、事務局からご報告いただきますが、なお書きに関するところは、別紙2の「5 外部ネットワークとの分離について」と「6 再々委託先等の履行確認について」が中心でございます。5については、広域連合のシステムが外部ネットワークと分離されているかどうかの確認です。日本年金機構等で発生したような標的型のサイバー攻撃について、広域連合のシステムが対応しているかどうか、一部まだ確認できない事項がございましたので、継続して確認をしていただき、その改善も含めてお願いをしたいということです。

続いて、6については、詳しくは事務局から説明があると思いますが、昨年のベネッセにおける大量漏えい事件におけるその原因分析の結果を見ると、委託、再委託、再々委託と、個人情報保護のコントロールがだんだん及びにくくなっているということが言えます。それを踏まえ、広域連合からの委託、再委託、再々委託については、引き続き改善をお願いしてほしいということです。



以上、現段階においては、評価としては妥当という結論です。

事務局から詳細の説明をお願いします。

(金森市政情報室長) 資料3「特定個人情報保護評価部会における調査審議の結果について(報告)」の別紙1をご覧ください。

部会においては、4つのシステムの記載について、千葉市として統一を図るという考えのもと、それぞれの評価書について、またそれぞれの項目についてご指摘を受けましたので、例えば、国民健康保険の評価書のあるページに指摘があれば、他の3事務についても評価書の同じ個所の記載は統一されているかという点まで確認いたしました。

別紙1については、全ての事務に対して共通する、部会での意見、またそれに対する対応をまとめたものでございます。なお、これについては、全ての項目について、評価書の修正等の対応は終了しています。

4事務の修正事項については、お手元の評価書等も参考にしながらご覧いただければと思います。資料4-1「千葉市後期高齢者医療事務 全項目評価書」と照らし合わせながら、その都度、ページを申し上げますので、ご確認くださいと考えております。該当箇所にはマーカーをしてあります。

まず、1点目、「※」印の説明の表記についてです。資料4-1、3ページをご覧ください。

「※」印は、評価書の記載要領上「重要事項」を示します。資料4-1、3ページの「②事務の内容」の右側に「※」印がついていますが、その「※」印がついた欄が変更になった場合は、再評価を行わなければならないとされています。逆に言えば、「※」印がついていない欄が変更になった場合には、再評価を必要としない変更とみなされます。

部会では、別紙1『No.1 「※」の説明書きについて』にありますように、「※」の表記について、分かりやすい表現にすべきではないかという意見がありました。そこで、別紙1「対応状況」にありますように、『凡例：「※」重要事項』という凡例を、今ご覧の資料4-1の場所に、4事務全てについて記載しました。

別紙1にお戻りください。2点目は、「No.2 業務共通システムの取り扱いについて」です。資料4-1は5ページをご覧ください。

部会に最初にお示しした評価書では、資料4-1、5ページ「業務共通システム」を評価の対象にするか否かがシステムにより異なっていたため、ご指摘をいただいたものです。

これについては、今回審議するシステムは全て業務共通システムを使用することとしたので、別紙1「対応状況」にありますように、全ての評価書について、業務共通システムを評価対象のシステムとして、今、ご覧の資料4-1の5ページのように記載をすることいたしました。

3点目は、別紙1「No.3 構成図の記載について」でございます。資料4-1は7ページをご覧ください。

こちらは、先ほど所管課からの説明でも使いましたが、まさしく「情報の流れ」の図のことでして、先ほども説明しましたように、特定個人情報やその他の情報が、行政がどのように入手し、また、管理や移送、提供等されていくのかを示す図でございます。そちらについて、部会に最初にお示しした評価書では、記載のレベルが統一されていなかったため、ご指摘を受けました。

これについては、システムや入手元について全て記載するよう、かつ、情報の流れについては、それが「特定個人情報」なのか否かを実線と破線の矢印に分けて、分かりやすく記載するよう統一をとったところでございます。

続きまして、別紙1の4点目「入手元・入手方法の再確認について」です。資料4-1は12ページをご覧ください。上の段に①②とございます。

こちらは、先ほどの構成図と同じく、どこから特定個人情報を入手するのか、また、その方法について記載する欄ですが、最初に部会にお示しした評価書では、例えば、「②入

手方法」として「情報提供ネットワークシステム」があるのに、その「①入手元」として他自治体がないといった記載が見受けられるので、内容を再確認するようというご指摘がございました。これは、先ほど所管課から説明がありましたが、「情報提供ネットワークシステム」を介して、他自治体と情報交換をいたしますので、「①入手元」に他自治体がないというのは、不具合ではないかということです。

こちらは、全て確認し、全ての入手元及び方法を全ての評価書について、的確に記載をしたところでございます。

別紙1に戻っていただきまして、続きましては別紙1の5点目の「記録項目の記載方法について」です。資料4-1は18ページをご覧ください。「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」という記載があるかと思えます。

こちらは、このシステムにおける実際の記録項目をそのまま項目として記載する欄ですが、漏えい等があった場合、実際のファイルのレイアウトと違う順番にすることが必要であるため、ランダムに並べて記載することというご指摘です。

こちらは、全ての評価書につき、レイアウトとは違う順番に、ランダムに標記する対応をしております。

別紙1に戻っていただきまして、続きましては6点目の「個人番号・本人の確認方法について」です。資料4-1は19ページです。上の段に<庁内、市民からの入手>という欄があるかと思えます。

これは、番号法が本人や番号の確認を厳格に取り扱うことを法定化しているのだから、それに対する対応も千葉市として統一して記載すべきではないかというご指摘です。

こちらについては、別紙1「対応状況」にありますように、その確認の手段媒体として「個人番号カード、通知カード、運転免許証、旅券」の4つの基本的なものは全て記載するように統一を図りました。実際の記載内容は、資料4-1の19ページ<庁内、市民からの入手>をご確認ください。

別紙1は次のページをご覧ください。7点目の「紙媒体・電子データに対する漏えい・紛失に関する措置について」です。資料4-1は21ページをご覧ください。一番上の段に、「リスク4 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク」とありまして、その下の段の「リスクに対する措置の内容」についてです。

これは、情報を保管し続けるということは、それだけ漏えいのリスクを高めるものであるため、なるべく早目に廃棄した方が良いのではないかと、また、分かりづらい表現は訂正した上で、4事務で統一した記載をすべきではないかというご指摘です。

こちらについては、別紙1の「対応状況」の<内容>以下に記載してありますように、【紙媒体に対する措置】【電子データに対する措置】【業務共通システムに対する措置】という三つの項目に分けて、【紙媒体に対する措置】については3点、【電子データに対する措置】については2点、【業務共通システムに対する措置】については1点の記載を統一して行うこととしました。資料4-1の21ページ「リスクに対する措置の内容」を見ていただければ、同様の記載がなされているかと思えます。

別紙1に戻っていただきまして、8点目は「外部ネットワークとの分離」です。資料4-1は、そのまま21ページをお開きください。

こちらは、先ほどの例にありますように外部ネットワークとの分離について、全てのシステムに対応しているかを確認し、その旨を統一して記載するようという指摘がございました。

これは、評価書上は項目化されていないのですが、年金機構などの事件を見ても、非常に重要なことなので、外部ネットワークとの分離を行っているシステムについては、そのことをいずれかの欄に記載すべきではないかというご指摘がございました。

こちらについても、やはり全ての事務について、外部ネットワークとの分離が確認できましたので、資料4-1「その他の措置の内容」欄に、別紙1「対応状況」の<内容>を

記載しています。

なお、不正アクセス対策につきましては、資料4-1の28ページにも記載してございますので、後ほど確認をいただければと考えております。こちらは技術的対策を含めての記載になります。

別紙1は次のページをご覧ください。9点目は「アクセスログの確認について」です。資料4-1は23ページをご覧ください。

こちらは、一部の報告書においてアクセスログを記録しているにとどまっているものがあるが、それでは不十分なので、定期的な確認まで行うべきであるというご指摘でございます。

こちらについては、別紙1「対応状況」の<内容>にある項目を、全ての評価書に記載したところです。具体的な対応は資料4-1の23ページをご覧ください。

別紙1に戻っていただいて、10点目は「委託先、再委託先への罰則規定について」です。資料4-1は25ページ、上の段、「情報保護管理対策確認」という欄をご覧ください。

こちらは、部会での指摘を受け、特定個人情報でない情報についても、条例改正までして委託先の監視を強化する姿勢を打ち出したのだから、それを評価書に記載すべきであるとのご指摘ございました。

こちらについても、別紙1「対応状況」の<内容>について、全ての評価書に記載いたしました。

11点目は「No.11 消去のルール」についてです。資料4-1は25ページの下から4番目「ルールの内容及びルール遵守の確認方法」の欄をご覧ください。

こちらは、消去というセキュリティ面からいけば非常に大事なルールについては、千葉市として統一して行うべきとのご指摘ございました。

こちらについても、別紙1「対応状況」の<内容>にある2点、「委託が終了した場合、個人情報委託元に返還、破棄、もしくは消去しなければならない。」「委託元の求めに応じ、破棄・消去の方法、完了日等を報告する旨を規定し、必要に応じて職員がその内容を確認する」という表現を、評価書に記載しました。具体的な内容は、資料4-1の25ページでございますので、ご確認ください。

以上が、全事務について共通して指摘を受けた項目でございます。

続きまして、別紙2をご覧ください。

今からご説明します別紙2と別紙3は、第16回千葉市情報公開・個人情報保護審議会におきまして、「関係機関への確認等が必要と思われる記載がある」ですとか、「中間サーバーソフト以外のアクセスログを監視する仕組み、広域連合のセキュリティを確保する仕組みについては、引き続き検討されたい。」といった付言がなされたことを踏まえて、部会で審議した事項に関する対応状況でございます。

まず、別紙2ですが、これは後期高齢者医療事務における広域連合のセキュリティに特化して、部会での意見とその対応状況について作成したものでございます。

別紙2の表題のカッコ書きに、（広域連合の標準システムの取扱いについて）とありますが、先ほど所管課から説明があったとおり、後期高齢者医療事務というのは、他の3つの事務とは違いまして、千葉市で調達するシステムだけでなく、後期高齢者広域連合というもう一つの特別地方公共団体が調達するシステムを使用するものでございます。この広域連合の調達するシステムのことをここでは標準システムと記載してございます。

先ほど、部会長代理からも報告がありましたように、部会としても「引き続いての検討や改善が必要である」という結論に至っておりまして、別紙1と違い、「対応状況」が「対応済み」となっている項目だけではなく、No.5~No.7については、「一部については今後確認」であるとか「改善を求める」という記載になっています。

なお、この「一部については今後確認」や「改善を求める」となっている箇所の対応は、

具体的には広域連合に行っていただくこととなります。言い換えると、特定個人情報保護評価の主体としては広域連合が行う部分と言い換えることができますので、この「確認」や「改善の実施」などにより、実際の千葉市の評価書の記載が変更になることはないと考えております。

それでは、上から説明いたします。

まず、1点目は「再委託の必要性について」という、広域連合が行っている再委託についての項目です。

こちらは、現在、標準システムの評価書を見ると、再委託を行っているので、その必要性を確認するようにとのご指摘でございました。

こちらは、対応状況にありますように、期間が5年であること、また、公募型プロポーザル方式で審査を行ったなどの内容を確認いたしまして、部会に報告をしたところでございます。

2点目は「委託先、再委託先の社員の作業場所について」です。

こちらは、No. 1にあるように実際の業務が、再委託先で行われていることがあることを受けての指摘なのですが、実際の作業場所はどこかを確認するようにとのご指摘でございます。

こちらについては、先に行われました10月5日の部会で、個人情報を取り扱う業務を行う場所はデータセンター内であること、または広域連合内のみに制限していること、それ以外の外部で個人情報を取り扱う業務を行わないことなどを確認したところまでは報告したのですが、部会では、具体的な証拠の確認について、もう少し深く確認するようというご指摘がございました。

したがって、部会といたしましては、「今後、その証拠の確認を行い、その内容によっては、さらなる検討及び改善を求めることとする」と結んでございます。

3点目は「サーバーの設置箇所について」です。

こちらは、広域連合のサーバー設置の場所やその契約関係について確認するようにとのご指摘でございます。

こちらについては、別紙2「対応状況」に対応済みと記載がありますように、サーバーについては国民健康保険連合会が契約するデータセンター内にあり、広域連合との関係では、その契約関係はシステム運用委託の再委託先として整理していること、また、ハード関係としては国民健康保険連合回と賃貸借契約を締結していることを確認し、部会に報告いたしました。

なお、ここでいう国民健康保険連合会とは、千葉県内の国民健康保険の保険者が共同して設立している団体でございまして、この国民健康保険連合会と広域連合は同じ場所に存在しています。

4点目は「セキュリティ監査を行う職員について」です。

こちらは、広域連合でもセキュリティ監査を行っている報告をしたところ、実際にその職員がセキュリティについて十分な知識を持っているのか、また、どんな監査をしているのかなどについて確認するようというものでございます。

こちらについては、別紙2「対応状況」にありますように、セキュリティ監査には2種類あり、一つは、年に1回、各自治体から派遣された広域連合職員（管理職及び電算担当者）が行う監査、もう一つは、専門的知識を持つ外部の業者が行う2～3年に一度の監査があることを確認し、部会に報告したところでございます。

5点目は「外部ネットワークの分離について」です。

こちらは、別紙1でも触れましたが、年金機構の事件などを見ても非常に重要と考えられる「外部ネットワークとの分離」について、広域連合の対応はどうかというご指摘でございます。

こちらについては、物理的に分離しているという旨だけ報告したところでございますが、

部会においては、証拠が不十分であり、また、このシステムについては分離しているかもしれないが、同じLANで外部接続している端末と業務用の端末を接続しているのではないかといたところまで確認するようというご指摘がございました。従いまして、こちらについて、部会といたしましては「今後、その証拠の確認を行い、その内容についてさらなる検討及び改善を求める」ということで結んでございます。

6点目は「再々委託先等の履行確認について」です。また、それに関連して、7点目は「再委託先に対する監査について」です。

6点目と7点目は、10月5日の部会において、1点目から5点目までの項目、特に1点目と2点目、4点目の項目を説明したところ、広域連合の契約が、再委託にとどまらず、再々委託先や再々々委託まで許容しているという実態があることが分かり、かつ、その一部に、形式的なものでありましたが、不備が認められたことを踏まえまして、それらに対する監督がしっかりなされているかを確認し、その内容によってはさらなる検討や改善を求めるようのご指摘がありました。

したがって、こちらは5点目までの項目と違い、部会からの意見としては「その内容を確認するとともに、さらなる検討及び改善を求めることとする」と結んでございます。

なお、今ご説明した「確認」や「検討」等の具体的な状況につきましては、今回の審議会終了後、11月10日に開催予定の部会に報告する予定でございます。

続きましては、別紙3（中間サーバー・ソフトウェアへのアクセスログを確保する仕組みについて）をご覧ください。

こちらは、個々の評価書というよりも、千葉市全体のシステムに対するご指摘と受けとめております。所管課からの説明にもありましたとおり、国や他自治体との特定個人情報のやりとりにつきましては、主に国が調達します中間サーバーを介して行うこととなります。それにつきまして、アクセスログを監視する仕組みの検討を進めるべきのご指摘がございました。

それについては、まず、第一段階として、国に対して、その仕様の提示を求めている段階であるので、その回答が得られた段階で適切な対応を行うこととし、また、中間サーバーのアクセスログ監視と併せて、千葉市独自で行うログ監視の仕組みについても検討を行い、職員が端末から行った操作内容について、アクセスログを取得し、監視を行う仕組みを整備するよう対応することとして、その旨を部会に報告したところでございます。

従いまして、こちらは対応済みということで記載させていただいております。

以上が、別紙の説明でございます。

**（稲垣会長）** ただいまのご説明について、何かご質問やご意見がありますか。

**（藤谷委員）** 1点だけ補足をさせていただきます。別紙2の広域連合との関係については、所管課に、広域連合と交渉していただいて、広域連合が行っている委託先や再委託先との契約書等について、部会に提出していただき、審議させていただきました。

ただ、広域連合は、資料については、部会の会議での使用は良いが会議終了後は回収するように、という意向があり、部会として納得いかない面もありました。

この審議会の方々にご認識いただきたいのは、後期高齢者医療事務については、法律によって広域連合が行うことが定められており、その責任があると考えられます。千葉市民を代表する、市民目線で市政についてチェックしている審議会に対して、広域連合の資料が見たいのであれば、まるで、広域連合の情報公開制度を使って請求し、資料を入手すべきであると、言っているような対応に感じられました。

それらの資料については、本来であれば、部会委員だけではなく、審議会（全体会）の委員の方々にも見ていただくべきものであるため、部会から資料の提出について強い意見があったということ踏まえ、所管課には広域連合との更なる交渉をお願いしたような経過がございます。

評価書に対する第三者点検の結論だけではなく、このような千葉市情報公開・個人情報

保護審議会における審議のプロセスを通じて、千葉市は広域連合等に対し必要なチェックをしているということ、特に千葉市民の情報を扱う場合には、より一層、慎重に行わなければならない、という認識を与えられたと思います。

その後、資料の提出についてはどうなったのか、ご説明いただけますか。

(金森市政情報室長) この件については、次回の第7回保護評価部会で報告する方向で進めております。前回の部会におきましては、藤谷委員からありましたように、広域連合の資料をお見せして、その場で回収いたしました。ただ、資料自体は広域連合への返却までは求められていませんで、事務局が持っており、あくまでも千葉市として使わせていただく資料として保管してございます。

次回の部会の報告でも、資料はそのまま使わせていただくことを考えております。

(藤谷委員) 保護評価部会というのは、そもそも審議会(全体会)の下部組織として設置されて、審議会の前段階で議論しているに過ぎない。したがって、審議会(全体会)の場でその資料を提出できないというのは、千葉市民に対して責任を持って、千葉市の個人情報保護の状況を審議している審議会に対する対応として、いかがなものかと思えます。審議会の委員は、守秘義務を負った上でここに参加しているわけですから。

広域連合において認識を持っていただくためにも、部会だけではなく、審議会(全体会)へも資料を提出し、千葉市に対して公開した情報として扱っていただきたいということを、審議会として意見を統一させ、それを広域連合に伝えていただくということが、望ましいと思えますが、会長、いかがでしょう。

(稲垣会長) 広域連合は一部事務組合であって、千葉市とは別の地方公共団体であります。その構成員の一つである千葉市の意見として、資料を提出していただきたいと言えるのだろうと思えます。

また、保護評価部会は非公開会議ですが、審議会(全体会)は公開の会議ですので、審議会に資料が提出されると、内容が一般に全部公開されることとなりますので、会議を一部非公開にするということを検討する必要もあるかと思えます。

ただ、藤谷委員がおっしゃったように、部会の会議の中だけでは、時間の制限もありますから、持ち帰って検討しないと分からないこともありますから、いかなる場合も、会議終了後に回収するという取り扱いはいかがなものかと思えます。

(藤谷委員) 広域連合も情報公開条例は当然持っているはずで、通常の自治体の情報公開条例に照らすと、契約締結中の段階であった場合は不開示としない場合もあるかと思えますが、契約締結済みのものであれば、通常、公開となるものと考えられます。それに照らしても、今回の広域連合の対応はいかがなものかと思えます。

(稲垣会長) 審議会(全体会)に出す場合に一部墨塗りというような可能性があるわけですか。また、議事録等を公表するとき、一部墨塗りにするのか工夫もあるわけですか。

(金森市政情報室長) はい。公開の会議であっても、議事の一部を非公開にするという仕組みはあります。また、部会については非公開で開催していますが、議事録については公開できる内容は公開するという考え方で進めています。

(稲垣会長) 広域連合に対しては、非公開にしてほしい部分は千葉市としても工夫すると、そのような話し合いが必要なのかなとは思いますが。

(金森市政情報室長) 特に、セキュリティなど、その仕組みに関する部分を黒塗りという対応はあると思えますが、本日の議論も踏まえまして今後とも協議をさせていただければと思っております。

(稲垣会長) それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) その他、いろいろ意見はあるとは思いますが。

(内山委員) 2点ほど質問があります。まず、1点目が、資料1「平成27年度 特定個人情報保護スケジュール」についてですが、個人情報保護委員会へ提出したあとに、国

の承認を受けなくてよろしいのですか。

(金森市政情報室長) この特定個人情報保護委員会は、国の委員会でございますが、国の委員会の承認は不必要とされております。

地方自治体が行う特定個人情報保護評価につきましては、各自治体の審議会等の審議を経て提出することと定められています。

(稲垣会長) 特定個人情報保護委員会というのは国の委員会ですよ。

(金森市政情報室長) はい、そうです。

(内山委員) 国に対しては、提出だけはするわけですね。

(金森市政情報室長) はい、そうです。提出義務がございます。国は、各地方自治体から提出された評価書をホームページで公開しています。

(内山委員) 国へ提出された段階で、国の承認があったとみなされると解釈してもよろしいですか。

(稲垣会長) それは、あくまで、当審議会が行うものです。

(内山委員) 審議自体は当審議会が行うわけですが、国の承認とみなされるかどうかをお聞きしたいのですが。

(金森市政情報室長) 国の承認自体が不要ということ。つまり、地方自治体のことは地方自治体で行うという仕組みになっています。

(内山委員) 分かりました。

次に、資料4-1「千葉市後期高齢者医療事務 全項目評価書」の7ページ「(別添1)事務の内容」にあります業務全体図についてですが、凡例として、濃い色の矢印が「特定個人情報の流れ」、白抜きの矢印が「特定個人情報以外の情報の流れ」となっています。しかし、この図を見る限り、白抜きの矢印が見当たりませんね。

(大木健康保険課長補佐) 白黒なので見づらいのですが、2種類の矢印があります。

(内山委員) そうですか。よく見ますと、「住基ネット」のところにありますね。

(金森市政情報室長) 他にも、「被保険者住民」の部分にも矢印があります。

(内山委員) そうですね。

(大木健康保険課長補佐) 例えば、住基ネットのところですが、上に向かっていく濃い色の矢印が、特定個人情報の流れを示しています。

(内山委員) 資料4-3「千葉市 国民年金に関する事務 全項目評価書」の5ページ「(別添1)事務の内容」の図表を見ますと、濃い色の矢印が2つあって、実線の矢印が個人情報を含むもの、点線の矢印が個人番号を含まないもの、となっていて、それぞれの評価書によって違っていますので、少し混乱しますね。

点線の矢印の所では、個人番号が記載されていないということですね。

(金森市政情報室長) はい。

(内山委員) 分かりました。

それから、資料4-2「千葉市 国民健康保険に関する事務 全項目評価書」の7ページ「(別添1)事務の内容」の図表についてですが、国民健康保険システムから委託業者、委託業者から被保険者等へ向かう矢印が点線になっているということは、特定個人情報が入っていないということですか。

(大木健康保険課長補佐) これは保険証の発送事務であり、保険証には個人番号は記載されておりません。

(内山委員) 国民健康保険システムから、委託業者へCDの媒体で、被保険者証データを送りますが、この媒体には特定個人情報は入っているのではないですか。

(大木健康保険課長補佐) 個人番号は、必要ないので入っておりません。

(内山委員) 必要ないのですか。

(金森市政情報室長) 必要ありません。

(内山委員) 個人番号がなくて、発送の作業ができるのですか。

(大木健康保険課長補佐) 可能です。

(内山委員) それでは、委託業者が加工することができないということになりませんか。

(大木健康保険課長補佐) 委託業者は、データを加工する必要はありません。宛先を印刷するだけです。

(内山委員) 委託業者、ファイルとして検索することはできないのですか。

(稲垣会長) この図表にある情報の流れについては、要するに、確かに、委託業者へ個人情報も流れていきますが、それは「特定個人情報」以外の個人情報であって、つまり、特定個人情報ではないということですね。

(大木健康保険課長補佐) そうです。

(稲垣会長) 内山委員は、個人情報全般をおっしゃっているのかと思います。

(大木健康保険課長補佐) 保険証には、例えば、氏名、住所、性別など必要な個人情報は入っています。

(内山委員) 分かりました。ありがとうございます。

(稲垣会長) 他に何かありますか。

(中原委員) それぞれの評価書を見比べてみると、記載の仕方が統一されていない部分があって、図が分かりづらいですね。

(稲垣会長) そうですね。矢印についても、点線、実線など、各評価書において統一されていると分かりやすいですね。

(中原委員) 説明を聞きながら図表を見ると、何となく分かったような気になるのですが、後から自分で見直してみると、ほとんど分からないと思います。図も小さいですね。

(稲垣会長) 資料4-3「千葉市 国民年金に関する事務 全項目評価書」の図は大きくて分かりやすいですね。

(金森市政情報室長) この書式自体、国が示した書式でございまして、なかなか変更ができないという事情もございまして。なるべく統一性はとるようにいたしました。それは、特定個人情報の流れですとか、個人情報の流れなどを分かるようにしようといった内容でした。各評価書において、破線と実線について統一されていなかったのは、大変申し訳ありません。

(稲垣会長) 書式は変えられないとしても、審議をするために、拡大して別の紙に示すなど工夫の余地はあったかと思えます。

他にご意見はありますか。

(内山委員) 9月の議会で個人情報保護条例が改正されたと思いますが、どのような内容であったのかを提出していただけないでしょうか。

(金森市政情報室長) 前回の第16回審議会(全体会)のときに、参考として資料をご提供しましたが、再度、郵送させていただきたいと思えます。

(内山委員) 条例案について、最終的に修正がありましたか。

(金森市政情報室長) 修正はありませんでした。

(内山委員) 分かりました。

(金森市政情報室長) 条例改正の概要を申し上げますと、特定個人情報という概念ができ、いわゆる個人情報といっても、マイナンバーが入っているものと入っていないものに分けられることになったのですが、マイナンバーが入っているもの、つまり特定個人情報については、国の法律等に合わせて、千葉市の条例の取扱いを決めることになりました。

マイナンバーはかなり厳しい取扱われることになり、用途などもかなり限定されていますので、その用途を限定した書き方を条例で記載していくこととなります。また、特定個人情報の開示請求の制度についても、国と同様に規定するという内容で条例を改正させていただいたところでございます。

(内山委員) 議会での審議内容についてですが、議員からどのような質問があったのかどのような議論がなされたのか、ホームページで見ることができるのですか。



(金森市政情報室長) 議事録はまだ公表されていないと思いますので、議案の質疑の内容などについては、まとめたものを郵送させていただきます。

(内山委員) よろしく申し上げます。

(藤谷委員) 保護評価についてですが、部会では問題点の指摘ばかりしているように思えるかもしれませんが、部会での評価のポイントは、日本年金機構のような標的型サイバー攻撃を千葉市や広域連合などが受けても、千葉市民の特定個人情報漏えいしないこと、また、ベネッセのような個人情報の漏えいが起こらないこと、そこにかなり重点を置いて審議させていただきました。

その結果、千葉市自体は、日本年金機構のようなことが起こらないようなシステムの仕組みになっており、これは非常に高い評価をして良いことが分かりました。他の自治体では、千葉市のように十分な対応が、まだ取れていないところもあります。その辺を含めてご理解をいただければと思います。

(稲垣会長) 千葉市の部分については、評価は妥当であるというのが部会としての意見です。広域連合については引き続き検討する部分もありますが、他の自治体ということになりますので、直接、意見をすることは難しいというのが現状ですね。

それでは、部会の報告についてはよろしいでしょうか。

(なし)

(稲垣会長) それでは、審議会からの答申の検討に移りたいと思います。事務局で答申の案がございましたら、お願いいたします。

(金森市政情報室長) 少しお待ちください。配らせていただきます。

(資料配布)

(金森市政情報室長) 説明をさせていただきます。

まず、構成につきましてですが、「記」以下の、「1 諮問事項」「2 諮問に対する意見」となっているという構成につきましては、前回の審議会と同じでございます。

また、諮問に対する意見につきましては、部会からの報告書、「3 部会の意見」を踏襲する形としております。

諮問事項から読み上げさせていただきます。

## 1 諮問事項

行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価について。

- (1) (新) 福祉システム（後期高齢者医療事務）
- (2) 新国民健康保険システム（国民健康保険に関する事務）
- (3) 国民年金システム（国民年金に関する事務）
- (4) 介護保険システム（介護保険に関する事務）

## 2 諮問に対する意見

番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては妥当なものと認められる。

なお、広域連合のセキュリティを確保する仕組みについては、今後とも引き続き検討及び改善を進められたい。

以上でございます。

(稲垣会長) ご質問、ご意見あるいは文言の修正などありますか。部会のご説明と内容が重複しますが、改善を進められたいという、広域連合に関する内容が中心になって、千

葉市自体のシステムについては妥当であると、こういう意見です。

この案の方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) では、本日付けで答申書をこの案文のとおり提出することといたします。

#### ◆その他

(稲垣会長) その他として、事務局から何かありますか。

(金森市政情報室長) 2点ございます。

まず、1点目、本日の会議の議事録の確定方法についてでございます。早急に事務局で議事録(案)を作成いたしまして、委員の皆様にお送りします。そこで、ご意見を頂戴いたしたいと考えてございます。また、いただいたご意見をもとに修正案を作成いたしますので、その確定につきましては、会長さんに一任していただく形をお願いしたいと存じますが、いかがでございますか。

(異議なし)

(金森市政情報室長) また、2点目でございますが、今後のスケジュールの確認でございます。お手数ですが、資料1「平成27年度 特定個人情報保護評価スケジュール」の裏面をお開きいただきますでしょうか。

最初にご説明したとおり、3つのグループに分けて特定個人情報保護評価を行っております。この審議会については、今年度の特定個人情報保護評価の審議は、あと1回でございます。「第18回情報公開・個人情報保護審議会」です。12月24日開催を予定しています。また、「住民記録システム(住民基本台帳に関する事務)」ですが、今現在、市民意見聴取中でございますので、そちらの評価書については、近日中に、部会委員だけでなく審議会の皆様にも郵送させていただきます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

(稲垣会長) それでは、議事録の確定の方法については、よろしいですか。

(異議なし)

(稲垣会長) それでは、最終確定については、私にご一任いただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第17回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。

(志村総務局長) どうも、本日は慎重なるご審議、どうもありがとうございました。今後とも、よろしく願いいたします。

——了——